第８回鶴田町農業委員会総会議事録

１．開会の年月日　　令和４年１０月１４日（金）　　午後１時３０分
２．開会の場所　　鶴田町役場　　３０１～３０３委員会室
３．閉会の年月日　　令和４年１０月１４日（金）　　午後１時４９分

４．出席委員（１４人）の番号及び氏名

１番　鈴　木　照　子	２番　成　田　春　光	~~３番　髙　橋　洋　美~~	４番　棟　方　廣　光
５番　田　村　昭　弘	６番　菊　池　俊　輔	７番　辞　職	８番　佐　藤　勝　利
９番　三　浦　大　俊	~~10番　長　内　　悟~~	11番　秋　庭　礼　子	12番　瓜　田　良　一
13番　貴　田　徳　正	~~14番　一　戸　辰　美~~	15番　瀬　戸　弘　之	16番　川　村　博　行
17番　下　山　勝　源			

５．欠席委員（３人）
　３番　髙橋洋美
　１０番　長内悟
　１４番　一戸辰美

６．議事日程
第１　議事録署名委員の指名
第２　参与及び書記の任命
第３　議案第２３号　農地法第４条第１項の規定に基づく農地転用許可の意見について
　　議案第２４号　農地法第３条第１項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
　　報告第１５号　農地法第１８条第６項の規定による届け書の受理について
　　報告第１６号　使用貸借合意解約書の受理について
　　報告第１７号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について

７．農業委員会事務局職員

事務局長　佐藤一人	事務局次長　下山敏	総括主幹　貴田尚人	主任主査　佐藤春奈	主事　蒔苗一輝

８．会議の概要
開会　　午後１時３０分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

議　　長　鶴田町農業委員会会議規則第８条に基づき、会長下山勝源が議長となる。

議　　長　只今の出席委員は１３名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
これより、第８回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。
議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命します。議事録署名委員には、１３番貴田委員と１５番瀬戸委員を指名します。また、参与には川村会長職務代理、佐藤局長、下山次長、書記には貴田総括主幹、佐藤主任主査、蒔苗主事を任命します。
会期の件を議題といたします。お諮りいたします。
本総会の会期は、本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【なしの声あり】

議　　長　異議なしと認めます。
したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。

それでは議案の審議に入りますが、議案第２３号から議案第２４号まで一括議題とし、順次審議に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【なしの声あり】

議　　長　異議がないので、そのようにさせていただきます。
まず最初に、議案第２３号の審議に入ります。
事務局より、説明願います。

事 務 局　議案第２３号農地法第４条第１項の規定に基づく農地所有権移転転用許可の意見について。
農地法第４条第２項の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。
この件については１件です。場所につきましては、配布している位置図でご確認ください。上の方は航空写真で、下は住宅地図となっております。上は黄色の線で囲まれた部分、下は赤い線で囲まれた部分となっております。
土地の表示は、○○字○○○○○番○、地目は畑で面積は３３１㎡となっております。申請理由は、住居用建物の建築となっております。農地区分につきましては、第２種農地です。この申請地は、宅地と防風林に囲まれた生産性の低い農地でありますので、許可相当と認められます。以上です。

議　　長　それでは、議案第２３号について現地調査した委員から報告をお願いします。
１５番、瀬戸弘之委員。

瀬戸委員　はい、１５番瀬戸です。それではご報告いたします。
１０月５日、鈴木委員、事務局と現地調査に伺いました。
転用する農地は、間山地区にある家屋に囲まれた農地です。転用の目的は、住居を建築するためとの事です。面積は３３１㎡となっています。申請地は間山地区の中心にあり、東側は防風林、西側に家屋、北側が道路に続く通路で、南側が既存の自宅となっております。工事により、土砂が流出するような傾斜や起伏はなく、付近に被害を及ぼすおそれはないと認められます。以上です。

議　　長　ただいま、説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なしの声あり】

議　　長　ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第２４号に関する農地法処理基準第３の８に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。
１番、鈴木照子委員。

鈴木委員　１番鈴木です。それでは、報告をいたします。
去る１０月５日、瀬知弘之委員、事務局と現地調査を行いました。本議案の農地法第３条申請は、所有権移転が３件です。いずれも耕作目的の申請であり、農地法第３条第２項７号には該当しない権利取得と認められます。以上です。

議　　長　それでは、議案第２４号について、事務局より説明願います。

事 務 局　議案第２４号農地法第３条第１項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。
農地法施行令第１条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は３件です。№１から№３について、説明いたします。令和４年９月１５日に行われた鶴田町あっせん会議で成立した売買申請が１件、普通売買が１件、贈与が１件です
農地法第３条第２項各号の判断については、調査書のとおりです。いずれも農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上です。

議　　長　　ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なしの声あり】

議　　長　　ないので、質疑、討論を打ち切ります。

それでは、表決に入ります。議案第２３号から議案第２４号について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議　　長　　賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。
次に、報告第１５号について事務局より説明願います。

事 務 局　　報告第１５号農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について。
農地法施行規則第６８条第１項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。
№１から№３について、双方合意により解約した旨の通知がありました。合意解約をした日につきましては、記載のとおりです。以上です。

議　　長　　ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なしの声あり】

議　　長　　ないので、質問を打ち切ります。
次に、報告第１６号について事務局より説明願います。

事 務 局　　報告第１６号使用貸借合意解約書の受理について。
このことについて、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告する。
№１から№２について、双方合意により解約した旨の通知がありました。合意解約をした日につきましては、記載のとおりです。以上です。

議　　長　　ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なしの声あり】

議　　長　　ないので、質問を打ち切ります。
次に、報告第１７号について事務局より説明願います。

事 務 局　　報告第１７号農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について。
農地法施行規則第２１条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。
№１から№６については、相続により所有権を取得したものです。以上です。

議　　長　　ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議　　長　　ないので、質問を打ち切ります。
暫時休憩します。（午後１時４０分）

【暫時休憩】

議　　長　　再開いたします。（午後１時４９分）

本日の総会に附された議案の審議はすべて終了しましたので、第８回鶴田町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。（午後１時４９分）

上記、会議の経過を記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和４年１０月１４日

議　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委　員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委　員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

まず最初に、議案第３１号の審議に入ります。
事務局より、説明願います。

議案第３１号農地法第５条第１項の規定に基づく農地所有権移転転用許可の意見について。
農地法施行令第１５条第１項の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。
本案件は１件です。
場所につきましては、配付している資料の「第８回総会議案第３１号第５条農地転用許可申請位置図」をご確認ください。この土地の所在は、〇〇字〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は１，７３６㎡です。
申請理由は、事業用の駐車場用地であり、農地区分は第１種農地です。

それでは、議案第３１号について、現地調査をした委員から報告をお願いします。
１３番、瓜田委員。

はい、１３番瓜田です。
去る１０月５日、澁谷秀明委員、事務局と現地調査をいたしました。
この場所は、横蒱ふれあいセンターから東側へ３００ｍの辺りに位置し、県道横蒱・大俵・板柳線に面している畑の転用申請であります。
申請地の面積は、１，７３６㎡です。転用目的は、駐車場用地であります。周辺は住宅地であり、また、申請地の西側に接している農地は、今回申請者が第３条で取得予定の農地でもあり、付近に被害を及ぼすおそれはないと認められます。以上、報告を終わります。